

令和5年第4回水戸市議会定例会議案

| | | |
|------------|---|----|
| 市議会議案第 98号 | 市町村営那珂川沿岸地区土地改良事業の計画の概要を定めることについて … | 1 |
| ゝ 第 99号 | 水戸市女性自立支援施設基準条例 …………… | 5 |
| ゝ 第100号 | 水戸市印鑑条例の一部を改正する条例 …………… | 11 |
| ゝ 第101号 | 水戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例 …………… | 13 |
| ゝ 第102号 | 水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例 …………… | 15 |
| ゝ 第103号 | 水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 …………… | 17 |
| ゝ 第104号 | 指定管理者の指定について（都市公園等） …………… | 19 |
| ゝ 第105号 | 指定管理者の指定について（市営住宅等） …………… | 21 |
| ゝ 第106号 | 市道路線の認定及び廃止について …………… | 23 |
| ゝ 第107号 | 内原駅北側自由通路整備工事請負契約の締結について …………… | 39 |
| ゝ 第108号 | 土地の取得について（吉沢町・住吉町第2調整池用地） …………… | 41 |
| ゝ 第109号 | 土地の取得について（水戸市公設地方卸売市場用地） …………… | 43 |
| ゝ 第110号 | 令和5年度水戸市一般会計補正予算（第6号） …………… | 45 |
| 報 告 第 82号 | 専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて） …………… | 49 |
| ゝ 第 83号 | 専決処分について（訴えの提起について） …………… | 51 |
| ゝ 第 84号 | 専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて） …………… | 53 |
| ゝ 第 85号 | 専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて） …………… | 55 |
| ゝ 第 86号 | 専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて） …………… | 57 |
| ゝ 第 87号 | 専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて） …………… | 59 |
| ゝ 第 88号 | 専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて） …………… | 61 |
| ゝ 第 89号 | 専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて） …………… | 63 |
| ゝ 第 90号 | 専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて） …………… | 65 |
| ゝ 第 91号 | 専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて） …………… | 67 |
| ゝ 第 92号 | 専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて） …………… | 69 |

市議会議案第98号

市町村営那珂川沿岸地区土地改良事業の計画の概要を定めること について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第2項の規定に基づき、市町村営土地改良事業の計画の概要を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年12月4日提出

水戸市長 高橋 靖

（参考）

土地改良法抜粋

（土地改良事業の開始）

第96条の2第1項 市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。

同条第2項 前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、市町村は、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては全体構成）を定め、その計画の概要（全体構成を定める場合にあつては、その全体構成を含む。）その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者の3分の2（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の3分の2）以上の同意を得、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得なければならない。

別 紙

1 事業の目的

国営那珂川沿岸農業水利事業によって新設された那珂川揚水機場並びに同事業により改修された小場江頭首工、下江戸揚水機場、渡里揚水機場及び大杉山揚水機場を維持管理することにより、事業の施行に係る地域における安定した用水供給を行うとともに、農業生産性の向上並びに農業経営の合理化及び安定化を図ることを目的とする。

2 事業の施行に係る地域の所在及び現況

(1) 地域の所在

本市並びにひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、茨城町、大洗町、城里町及び東海村（以下「関係市町村」という。）にまたがる那珂川流域の低平地及び台地に展開する農業地帯である。

(2) 地域の現況

ア 地形

茨城県北西部から西部に位置する丘陵地、那珂台地、東茨城台地及び石岡台地で構成されている。

イ 水利状況

那珂川に隣接する水田は那珂川を水源とし、那珂川を水源としない水田は涸沼川その他中小河川及びため池を取水源とするほか地下水を利用している。畑地は、ほとんどの地域で天水に依存している。

ウ 耕地面積

| 市町村名 | 田 (ha) | 畑 (ha) | 計 (ha) |
|--------|-----------|-----------|-----------|
| 水戸市 | 2,988 | 731 | 3,719 |
| ひたちなか市 | 877 | 641 | 1,518 |
| 常陸大宮市 | 1,166 | 518 | 1,684 |
| 那珂市 | 1,214 | 638 | 1,852 |
| 茨城町 | 1,897 | 1,497 | 3,394 |
| 大洗町 | 237 | 237 | 474 |
| 城里町 | 767 | 355 | 1,122 |
| 東海村 | 265 | 271 | 537 |
| 計 | 9,411 | 4,888 | 14,300 |

3 事業の基本計画

(1) 頭首工の種類、規模、構造及び維持管理の方法

ア 種類、規模及び構造

| 名称 | 小場江頭首工 | | | 位置 | 東茨城郡城里町大字御前山字上川原（右岸） 常陸大宮市三美字八幡（左岸） | | |
|--------------------|--------|-----------|---|-------|---|----------------------------|--------------------|
| | 型式 | 堤高 (m) | 堤長(m) | | 取水位 (m) | 取水量 (m ³ /s) | 付帯施設 |
| 固定部 | | | 可動部 | 計 | | | |
| フローティング タイプ半可動堰 | 2.6 | 186.0 | 122.1 | 308.1 | TP.20.1 | 5.13 | 魚道工 2箇所 護床工 45m |
| | | | 洪水吐 B34.0m×H2.6m×1門 B34.0m×H2.1m×1門 土砂吐 B20.0m×H2.6m×1門 | | 取水門 B2.8m×H1.5m×3門 B1.5m×H1.0m×1門 | | |

イ 維持管理の方法

頭首工の管理は、本市及び関係市町村が行う。また、当該頭首工の操作業務は、那珂川統合土地改良区に委託する。

(2) 揚水機場の種類、規模、構造及び維持管理の方法

ア 種類、規模及び構造

| 名称 | 項目 位置 | 揚水量 (m ³ /s) | 揚程 | | 揚水機 | | | 原動機 | | |
|---------|-----------|----------------------------|------------|------------|-------|------------|-----------|-----|------------|-----------|
| | | | 全揚程 (m) | 実揚程 (m) | 形式 | 口径 (mm) | 台数 (台) | 形式 | 動力 (kw) | 台数 (台) |
| 那珂川揚水機場 | 水戸市飯富町中割 | 1.95 | 109.3 | 103.2 | 横軸渦巻型 | φ700 | 2 | 電動機 | 1,162 | 2 |
| | | | | | | φ350 | 1 | 電動機 | 365 | 1 |
| 下江戸揚水機場 | 那珂市下江戸字大池 | 2.3 | 51 | 48 | 横軸渦巻型 | φ800 | 2 | 電動機 | 746 | 2 |
| | | | | | | φ150 | 2 | 電動機 | 30 | 2 |
| 渡里揚水機場 | 水戸市渡里町神田 | 3.71 | 45 | 43 | 横軸渦巻型 | φ800 | 2 | 電動機 | 682 | 2 |
| | | | | | | φ300 | 1 | 電動機 | 116 | 1 |
| | | | | | | φ700 | 1 | 電動機 | 462 | 1 |
| | | | | | | φ200 | 1 | 電動機 | 50 | 1 |
| 大杉山揚水機場 | 水戸市三の丸3丁目 | 2.53 | 11.3 | 9.2 | 横軸渦巻型 | φ800 | 2 | 電動機 | 213 | 2 |

イ 維持管理の方法

揚水機場の管理は、本市及び関係市町村が行う。また、当該揚水機場の操作業務は、那珂川揚水機場にあっては那珂川沿岸土地改良区に、下江戸揚水機場にあっては那珂川統合土地改良区及び那珂川沿岸土地改良区に、渡里揚水機場にあっては渡里台地土地改良区及び那珂川沿岸土地改良区に、大杉山揚水機場にあっては千波湖土地改良区に委託する。

4 費用の概算

標準年間維持管理事業費 175,000 千円

5 事業の効果

管理施設の整備補修を円滑に進め、良好な管理を図ることにより安定した農業用水を確保するとともに、円滑かつ合理的な配水を行うことによって、農業生産性の向上と農業経営の安定化に資する。

6 他の事業との関係

該当なし

7 計画概要図

市議会議案第99号

水戸市女性自立支援施設基準条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定に基づき、女性自立支援施設（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条第1項に規定する女性自立支援施設をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、社会福祉法の例による。

(基本方針)

第3条 女性自立支援施設は、入所者に対し、健全な環境の下で、女性の人権に関する高い識見と専門性を有する職員により、社会において入所者の置かれた状況に応じた自立した生活を送るための支援を含め、適切な支援を行うよう努めなければならない。

(基準と女性自立支援施設)

第4条 女性自立支援施設は、この条例で定める基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。

(女性自立支援施設の設置者の適格要件)

第5条 女性自立支援施設の設置者（設置者が法人の場合にあっては、その代表者及び役員）は、水戸市暴力団排除条例（平成24年水戸市条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者であってはならない。

(構造設備の一般原則)

第6条 女性自立支援施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

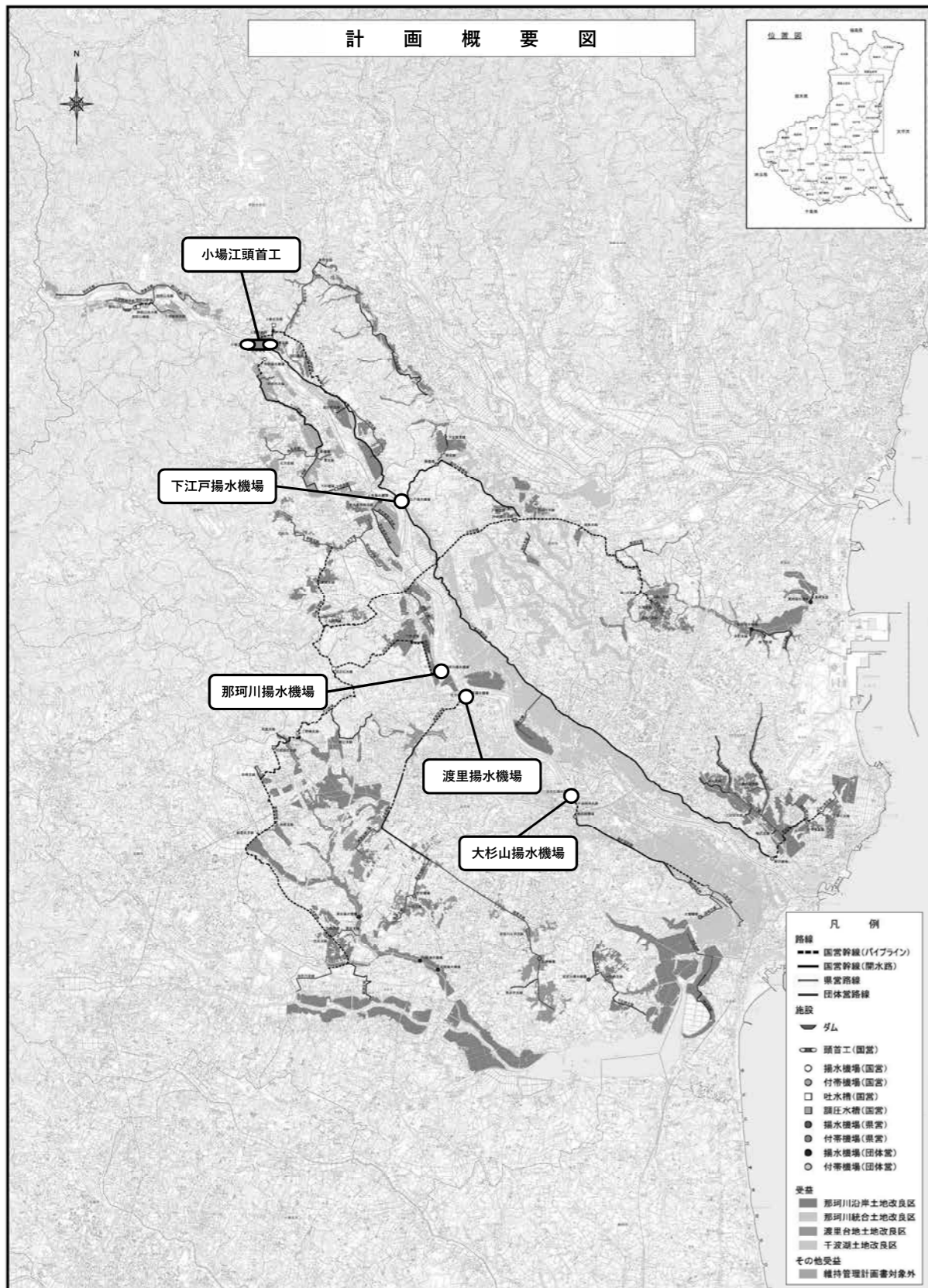
(非常災害対策)

第7条 女性自立支援施設は、非常災害への対応等について規則で定める事項を記載した計画（第19条第4項において「非常災害計画」という。）を策定し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、並びにそれらを定期的に職員に周知しなければならない。

- 2 女性自立支援施設は、前項の規定により策定した計画を定期的に見直すよう努めなければならない。
- 3 女性自立支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
- 4 女性自立支援施設は、消火設備その他の非常災害に際し必要な設備を設けなければならない。
- 5 女性自立支援施設は、非常災害に備え食料、水、燃料、防災機材等の備蓄に努めなければならない。

(安全計画の策定等)

第8条 女性自立支援施設は、入所者の安全の確保を図るため、当該女性自立支援施設の設備の安全点検、職員等に対する施設外での活動、取組等を含めた女性自立支援施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員等の研修及び訓練その他女性自立支援施設における安全に関する事項についての計画（以下この条及び第19条第4項において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。



2 女性自立支援施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 女性自立支援施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第9条 女性自立支援施設は、入所者の処遇において事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに当該事故について、市長、当該入所者の家族等に規則で定めるところにより連絡を行わなければならない。

2 女性自立支援施設は、前項の事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録するとともに、規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

3 女性自立支援施設は、第1項の事故による損害のうち、女性自立支援施設が賠償すべきものについては、速やかに賠償しなければならない。

(苦情への対応)

第10条 女性自立支援施設は、その行った支援に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置等必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、その行った支援に関し、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 女性自立支援施設は、運営適正化委員会が行う社会福祉法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(帳簿の整備)

第11条 女性自立支援施設は、設備、職員、会計及び入所者の支援の状況に関する帳簿を整備しておかななければならない。

(職員配置の基準)

第12条 女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、第3号の職員を置かないことができる。

(1) 施設長 1

(2) 入所者の自立支援(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第12条第1項に規定する自立支援をいう。以下同じ。)を行う職員 2以上

(3) 栄養士又は調理員 1以上

(4) 看護師又は心理療法担当職員 1以上

(5) 事務員 1以上

(6) 施設のその他の業務を行うために必要な職員 当該女性自立支援施設の実情に応じた適當数

2 女性自立支援施設の職員は、専ら当該女性自立支援施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(施設長の資格要件)

第13条 施設長は、施設を運営するに当たって女性の人権に関する高い識見と専門性を有する者であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものでなければならない。

(1) 社会福祉主事の資格を有する者又は社会福祉事業若しくは困難な問題を抱える女性への支援に関する活動に3年以上従事した者であること。

(2) 罰金以上の刑に処せられたことのない者であること。

(3) 心身ともに健全な者であること。

(設備の基準)

第14条 女性自立支援施設の建物(入所者の日常生活のために使用しない付属の建物を除く。以下この項において同じ。)は、建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法令(条例を含む。)に適合し、かつ、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この項において同じ。)又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下この項において同じ。)でなければならない。ただし、女性自立支援施設の建物が、木造かつ平屋建てであって、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者から聴取した意見に基づき、次の各号のいずれかの要件を満たし、かつ、火災に係る入所者の安全性が確保されていると市長が認めるものときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室その他の火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であること(避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により火災の際の円滑な避難が可能なる体制が整備されている女性自立支援施設に限る。)

2 女性自立支援施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。

(1) 事務室

(2) 相談室

(3) 宿直室

(4) 居室

(5) 集会室兼談話室

(6) 静養室

(7) 医務室

(8) 作業室

(9) 食堂

(10) 調理室

(11) 洗面所

(12) 浴室

(13) 便所

(14) 洗濯室

(15) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

3 前項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 居室 次に定めるところによる。

ア 入所者1人当たりの床面積(収納設備等の設置部分の面積を除く。)は、おおむね9.9平方メートル以上とすること。

イ 主要な出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

ウ 寝具を収納するための押入れその他の設備のほか、各人ごとに身の回り品を収納することができる収納設備を設けること。ただし、寝台を設けてある場合においては、寝具を収納するための設備は、設けることを要しないこと。

(2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3) 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えること。

(4) 食堂及び調理室 食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室を常に清潔に保持するために必要な措置を講ずること。

(5) その他の設備 次に定めるところによる。

ア 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

イ 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(秘密保持等)

第15条 女性自立支援施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 女性自立支援施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(居室の入所定員)

第16条 一の居室に入所させる定員は、原則1人とする。

2 女性自立支援施設の入所の対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合等入所者の自立支援を行うために必要と認められる場合は、前項の規定にかかわらず、一の居室の定員を2人以上とすることができる。

(自立支援等)

第17条 女性自立支援施設は、入所者の意向及び私生活を十分に尊重して、入所者の心身の健康回復及び生活(就労及び就学を含む。)に関する支援等を行わなければならない。

2 女性自立支援施設は、入所者の個の尊厳を保ち、心身の状況、本人の意思、希望及び自立に向けた意向を十分に踏まえた上で、施設における基本的な共同生活の考え方を示さなければならない。

3 女性自立支援施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

(食事の提供)

第18条 食事は、食品の種類及び調理方法について、栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第19条 女性自立支援施設は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 女性自立支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行

うものとする。

4 業務継続計画は、非常災害計画及び安全計画と一体のものとして策定することができる。
(保健衛生)

第20条 女性自立支援施設は、入所者に対し、毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

2 女性自立支援施設は、居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔にしなければならない。

3 女性自立支援施設は、入所者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。

4 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施しなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第21条 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設の設置者が入所者に係る規則で定める給付金(以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭等」という。)を次の各号に掲げるところにより管理しなければならない。

(1) 入所者に係る金銭等をその他の財産と区分すること。

(2) 入所者に係る金銭等を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

(3) 入所者に係る金銭等の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

(4) 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭等を当該入所者に取得させること。

(関係機関との連携)

第22条 女性自立支援施設は、女性相談支援センター、女性相談支援員、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体のほか、福祉事務所、児童相談所、児童福祉施設(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。)、保健所、医療機関、職業紹介機関(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)第2条に規定する職業紹介機関をいう。)、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成16年法律第74号)第13条に規定する日本司法支援センターをいう。)、配偶者暴力相談支援センター(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。)、母子・父子福祉団体(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体をいう。)その他の関係機関及び母子・父子自立支援員(同法第8条第1項に規定する母子・父子自立支援員をいう。)、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。

(電磁的記録による作成等)

第23条 この条例の規定により行うこととされている記録、帳簿等の作成、保存等の行為については、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(水戸市婦人保護施設基準条例の廃止)
- 2 水戸市婦人保護施設基準条例(令和2年水戸市条例第19号)は、廃止する。
(水戸市児童福祉施設基準条例の一部改正)
- 3 水戸市児童福祉施設基準条例(令和2年水戸市条例第18号)の一部を次のように改正する。
第34条中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改める。

令和5年12月4日提出

水戸市長 高 橋 靖

市議会議案第100号

水戸市印鑑条例の一部を改正する条例

水戸市印鑑条例(平成3年水戸市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第13条の2第1項中「)で」の次に「あって」を、「第153号」の次に「。以下「公的個人認証法」という。」を加え、「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に、「受けている」を「受け、又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号口に規定する移動端末設備をいう。)であって公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものを保有している」に改める。

第15条の3中「手続又は第15条第1項」を「手続又は同項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

令和5年12月4日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

水戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年水戸市条例第44号）の一部を次のように改正する。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、付則に次の1項を加える。

（放課後児童支援員に係る要件の特例）

- 2 当分の間、第8条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（市長が定める研修計画において、放課後児童支援員としての業務に従事しようとする日から2年を経過する日までに当該研修を修了することを予定している者を含む。）」とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年12月4日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例

水戸市児童遊園条例（平成2年水戸市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表水戸市笠原町下組第8児童遊園の項の次に次のように加える。

| | |
|----------------|------------|
| 水戸市笠原町下組第9児童遊園 | 水戸市笠原町1番51 |
|----------------|------------|

別表水戸市上水戸児童遊園の項の次に次のように加える。

| | |
|---------------|-----------------|
| 水戸市上水戸2丁目児童遊園 | 水戸市上水戸2丁目3347番6 |
|---------------|-----------------|

別表水戸市上水戸4丁目第2児童遊園の項の次に次のように加える。

| | |
|-----------------|------------------|
| 水戸市上水戸4丁目第3児童遊園 | 水戸市上水戸4丁目2898番12 |
|-----------------|------------------|

別表水戸市酒門町薊谷原児童遊園の項の次に次のように加える。

| | |
|---------------|---------------|
| 水戸市酒門町下千束児童遊園 | 水戸市酒門町1480番24 |
|---------------|---------------|

別表水戸市酒門町千束第4児童遊園の項の次に次のように加える。

| | |
|-----------------|---------------|
| 水戸市酒門町太子下児童遊園 | 水戸市酒門町4879番9 |
| 水戸市酒門町太子下第1児童遊園 | 水戸市酒門町4844番16 |

付 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

令和5年12月4日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

水戸市国民健康保険税条例（昭和32年水戸市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項各号列記以外の部分中「並びに」を「及び」に改め、同条に次の1項を加える。

3 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に地方税法施行令第56条の89第4項第1号に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。この場合において、当該減額して得た額により算定する基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額については、それぞれ第3条第2項ただし書、同条第3項ただし書及び同条第4項ただし書の規定を適用する。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した所得割額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日）の属する月（以下「出産予定等月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前の月）から出産予定等月の翌々月までの月数のうち当該年度に属する月数(以下「当該年度に属する産前産後月数」という。)を乗じて得た額

(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第6条に定める被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の当該年度に属する産前産後月数を乗じて得た額

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した所得割額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の当該年度に属する産前産後月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の3に定める被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の当該年度に属する産前産後月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第7条の5の規定により算定した所得割額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の当該年度に属する産前産後月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の7に定める被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の当該年度に属する産前産後月数を乗じて得た額

第19条の3の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第19条の4 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を

記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。次号において同じ。）
 - (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
 - (3) 出産の予定日（出産後にこの項の規定による届出を行う場合には、出産の日。次項第1号において同じ。）
 - (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
 - (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
 - (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項を公簿等により確認することができる場合は、同項の規定による届出を省略させることができる。
- 第22条の2中「第19条第1項」の次に「又は第3項」を加える。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の水戸市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間分に相当するもの及び令和6年度分以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間分に相当するもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和5年12月4日提出

水戸市長 高 橋 靖

市議会議案第104号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のように指定管理者を指定するものとする。

記

1 管理を行わせる公の施設の名称

- (1) 都市公園
常磐の杜緑地
- (2) 児童遊園
ア 水戸市笠原町下組第9児童遊園
イ 水戸市上水戸2丁目児童遊園
ウ 水戸市上水戸4丁目第3児童遊園
エ 水戸市酒門町下千束児童遊園
オ 水戸市酒門町太子下児童遊園
カ 水戸市酒門町太子下第1児童遊園

2 指定管理者となる団体の名称 一般財団法人水戸市公園協会

3 指定の期間 令和6年1月1日から令和8年3月31日まで

令和5年12月4日提出

水戸市長 高 橋 靖

（参考）

地方自治法抜粋

第244条の2第6項 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のように指定管理者を指定するものとする。

記

1 管理を行わせる公の施設の名称

(1) 市営住宅

砂久保住宅、花畑住宅、平須町住宅、河和田住宅、双葉台住宅、六番池住宅、見和住宅、堀原住宅、桜が丘住宅、見川住宅、元吉田住宅、城東住宅、西堀原住宅、南堀原住宅、緑岡第2住宅、千波原第1住宅、千波原第2住宅、堀町住宅、酒門町東原住宅、緑岡第1住宅、西原町住宅、柳河町住宅及び大山台住宅

(2) 特定市営住宅

大山台住宅

2 指定管理者となる団体の名称 一般財団法人茨城県住宅管理センター

3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年12月4日提出

水戸市長 高橋 靖

市議会議案第106号

市道路線の認定及び廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条及び第10条の規定に基づき、市道路線の認定及び廃止を別紙のとおり行うものとする。

令和5年12月4日提出

水戸市長 高橋 靖

別紙

1 路線の認定

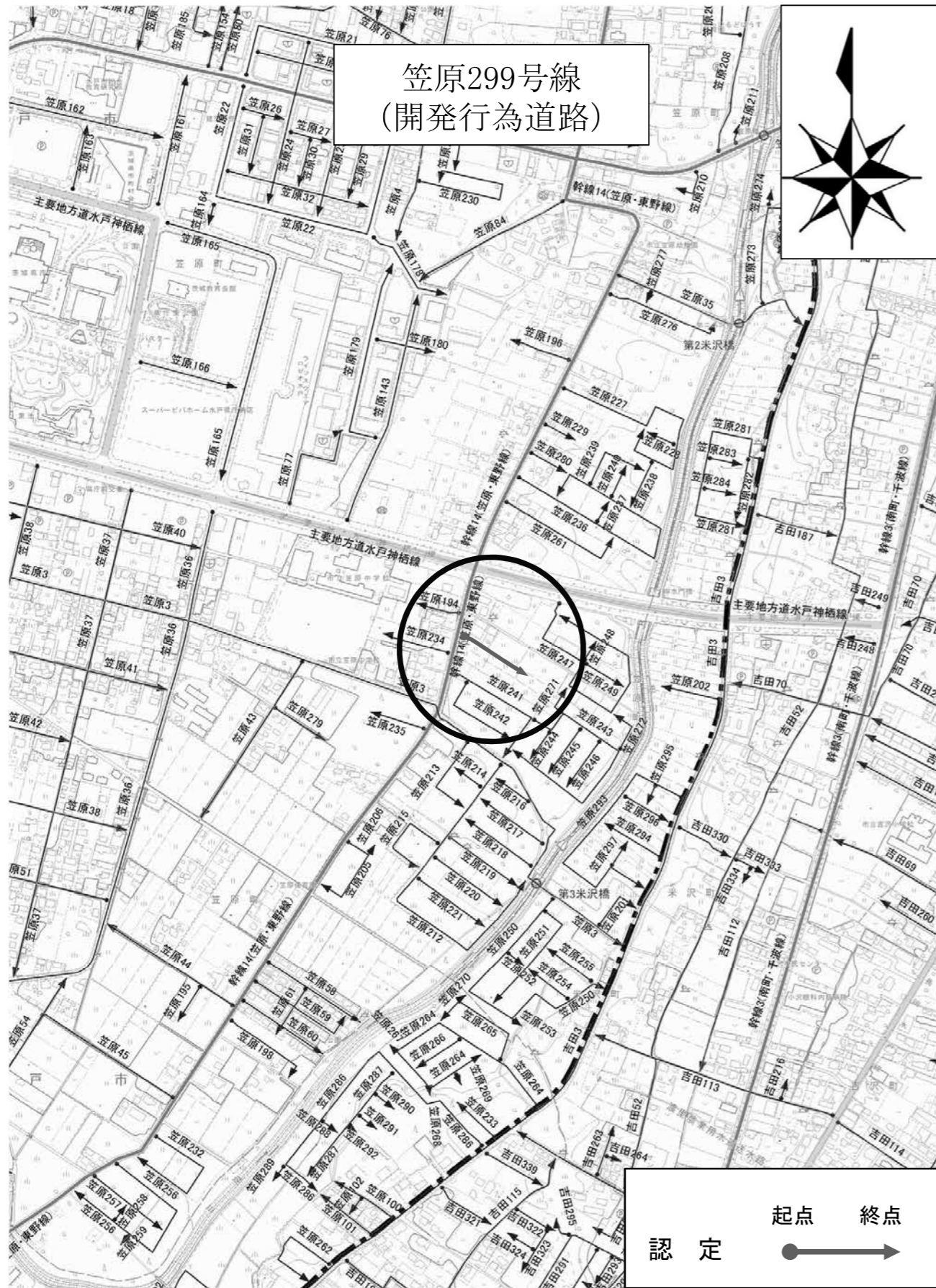
| 路線名 | 起 点 | 終 点 | 重要 な経 過地 | 延 長 (m) | | 幅 員 (m) | 参 考 |
|-------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------|---------|------|---------------|-------------|
| | | | | 道 路 | 橋りょう | | |
| 笠原 299号線 | 起点 幹線市道14号交点 水戸市笠原町1番51地先 | 終点 水戸市笠原町1番24地先 | | 109.89 | | 6.34 | 開発行為 道 路 |
| 酒門 394号線 | 起点 市道酒門88号交点 水戸市酒門町3035番10地先 | 終点 水戸市酒門町3011番4地先 | | 63.56 | | 6.29 ～6.40 | 寄附道路 |
| 酒門 395号線 | 起点 市道酒門391号交点 水戸市酒門町1480番7地先 | 終点 水戸市酒門町1541番7地先 | | 32.67 | | 6.34 ～6.35 | 開発行為 道 路 |
| 酒門 396号線 | 起点 市道酒門23号交点 水戸市酒門町4262番1地先 | 終点 水戸市酒門町4262番9地先 | | 84.49 | | 6.35 ～6.36 | 開発行為 道 路 |
| 酒門 397号線 | 起点 市道酒門79号交点 水戸市吉沢町359番85地先 | 終点 水戸市吉沢町359番41地先 | | 66.92 | | 6.20 | 寄附道路 |
| 渡里 335号線 | 起点 市道渡里35号交点 水戸市渡里町3215番18地先 | 終点 水戸市渡里町3215番14地先 | | 100.18 | | 6.35 | 開発行為 道 路 |
| 駅南 232号線 | 起点 市道駅南145号交点 水戸市元吉田町949番6地先 | 終点 水戸市元吉田町950番4地先 | | 49.89 | | 4.01 ～4.13 | 寄附道路 |
| 浜田 214号線 | 起点 市道浜田91号交点 水戸市酒門町4879番1地先 | 終点 市道浜田105号交点 水戸市酒門町4861番6地先 | | 111.42 | | 6.01 ～6.05 | 開発行為 道 路 |
| 浜田 215号線 | 起点 市道浜田105号交点 水戸市酒門町4852番1地先 | 終点 市道浜田105号交点 水戸市酒門町4852番11地先 | | 111.17 | | 6.00 ～6.04 | 開発行為 道 路 |
| 浜田 216号線 | 起点 県道中石崎水戸線交点 水戸市酒門町4876番1地先 | 終点 市道浜田105号交点 水戸市酒門町4866番12地先 | | 126.21 | | 6.01 | 開発行為 道 路 |
| 浜田 217号線 | 起点 市道浜田105号交点 水戸市酒門町4844番10地先 | 終点 市道浜田135号交点 水戸市酒門町4844番16地先 | | 126.69 | | 6.01 ～6.04 | 開発行為 道 路 |

| 路線名 | 起 点 | 終 点 | 重要 な経 過地 | 延 長 (m) | | 幅 員 (m) | 参 考 |
|-------------|-------------------------------------|-------------------------------------|----------------|---------|------|------------|-------------|
| | | | | 道 路 | 橋りょう | | |
| 浜田 218号線 | 起点 市道浜田135号交点 水戸市酒門町4866番1地先 | 終点 市道浜田216号交点 水戸市酒門町4866番11地先 | | 102.01 | | 6.01 | 開発行為 道 路 |
| 常磐 358号線 | 起点 市道常磐208号交点 水戸市上水戸4丁目2926番1地先 | 終点 市道常磐358号交点 水戸市上水戸4丁目2898番30地先 | | 213.59 | | 6.35 | 開発行為 道 路 |
| 常磐 359号線 | 起点 市道常磐358号交点 水戸市上水戸4丁目2898番23地先 | 終点 水戸市上水戸4丁目2898番19地先 | | 32.31 | | 6.35 | 開発行為 道 路 |
| 常磐 360号線 | 起点 市道常磐177号交点 水戸市上水戸2丁目3325番2地先 | 終点 水戸市上水戸2丁目3347番9地先 | | 108.47 | | 6.40 | 開発行為 道 路 |

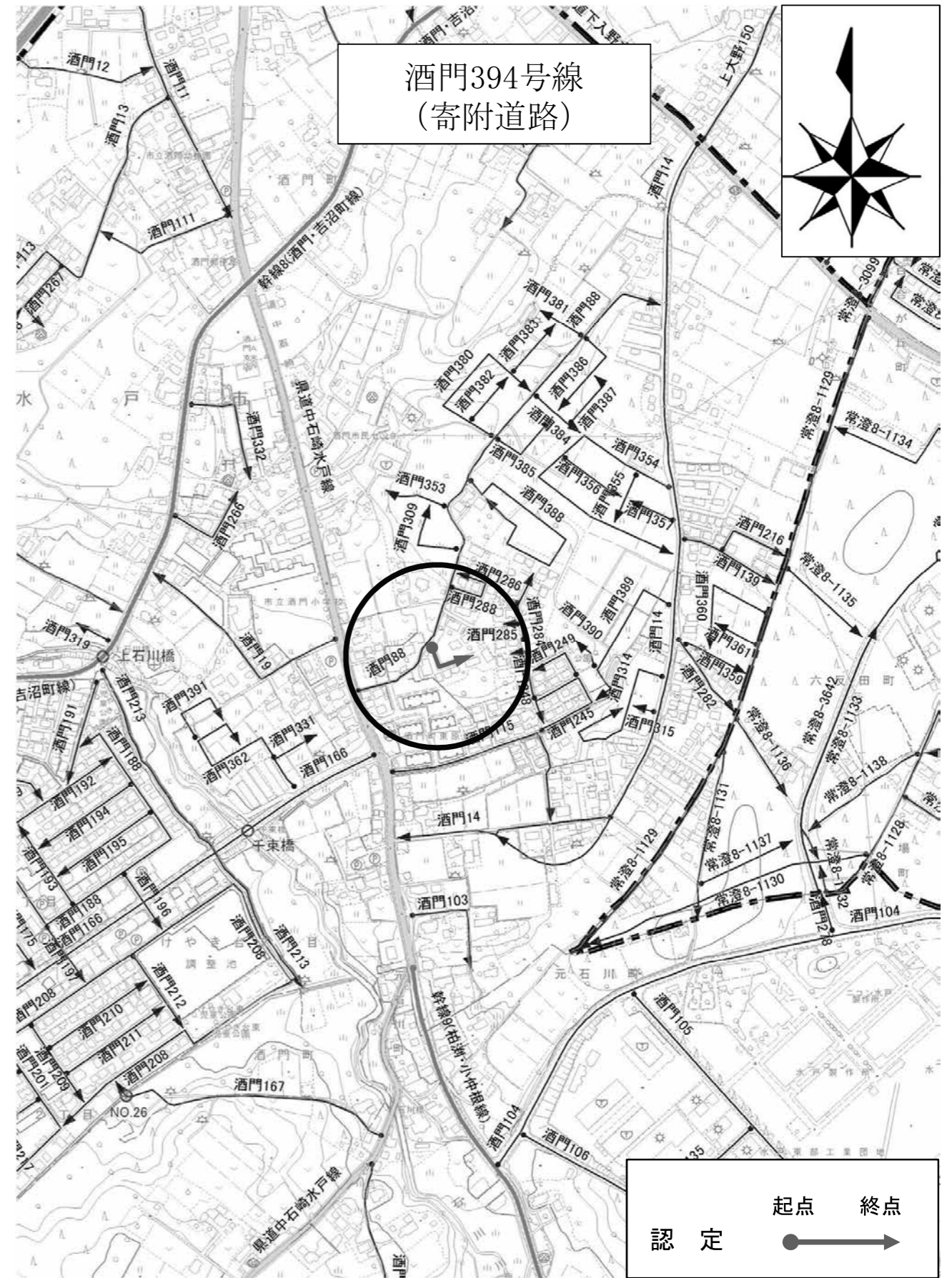
2 路線の廃止

| 路線名 | 起 点 | 終 点 | 重要 な経 過地 | 延 長 (m) | | 幅 員 (m) | 参 考 |
|----------------|-------------------|--------------------|----------------|---------|------|---------------|-----|
| | | | | 道 路 | 橋りょう | | |
| 常澄 8-1130号線 | 起点 水戸市六反田町1280番地先 | 終点 水戸市六反田町1279番1地先 | | 366.00 | | 1.80 ～2.50 | |

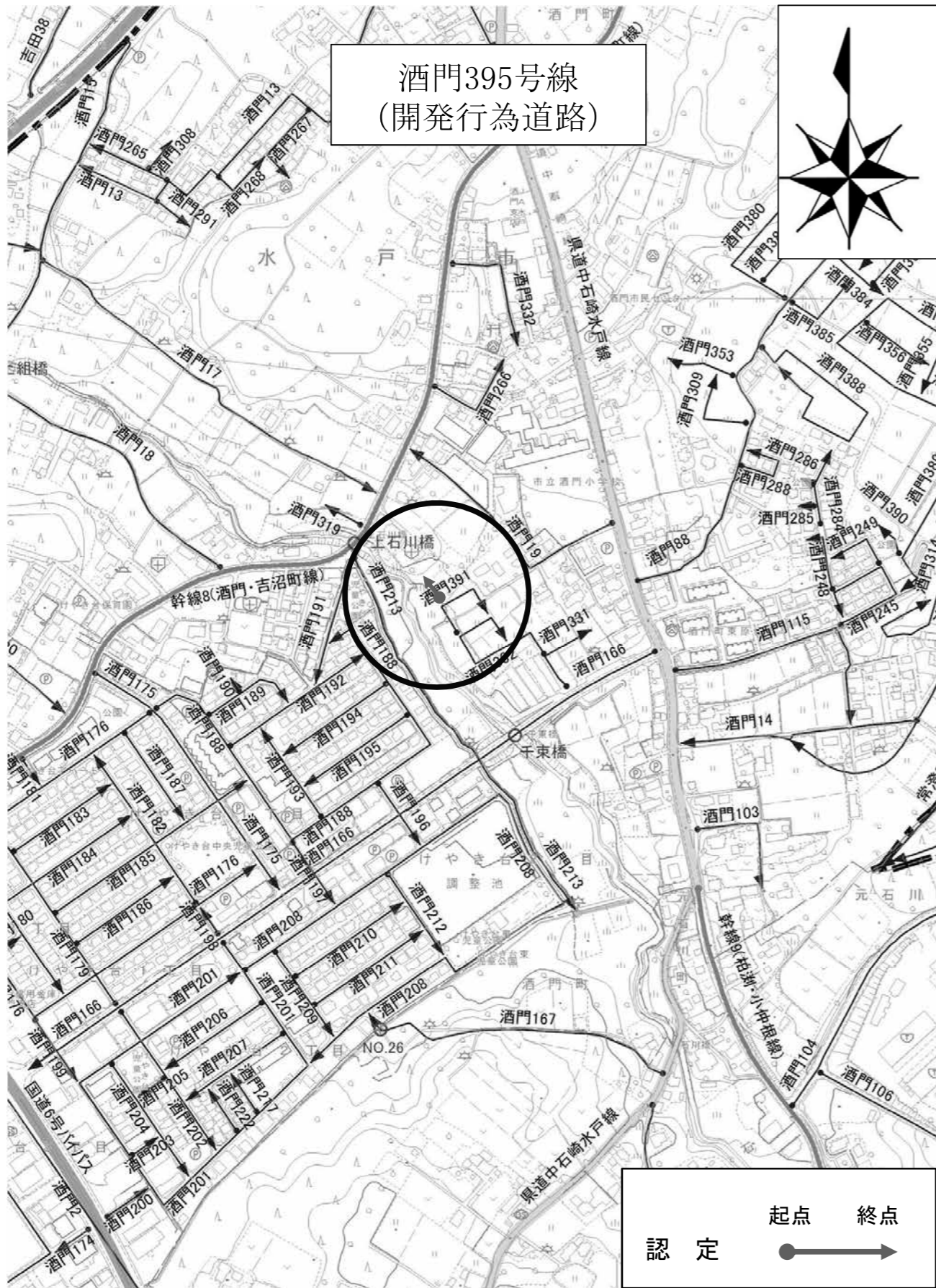
市道路線の認定の位置図



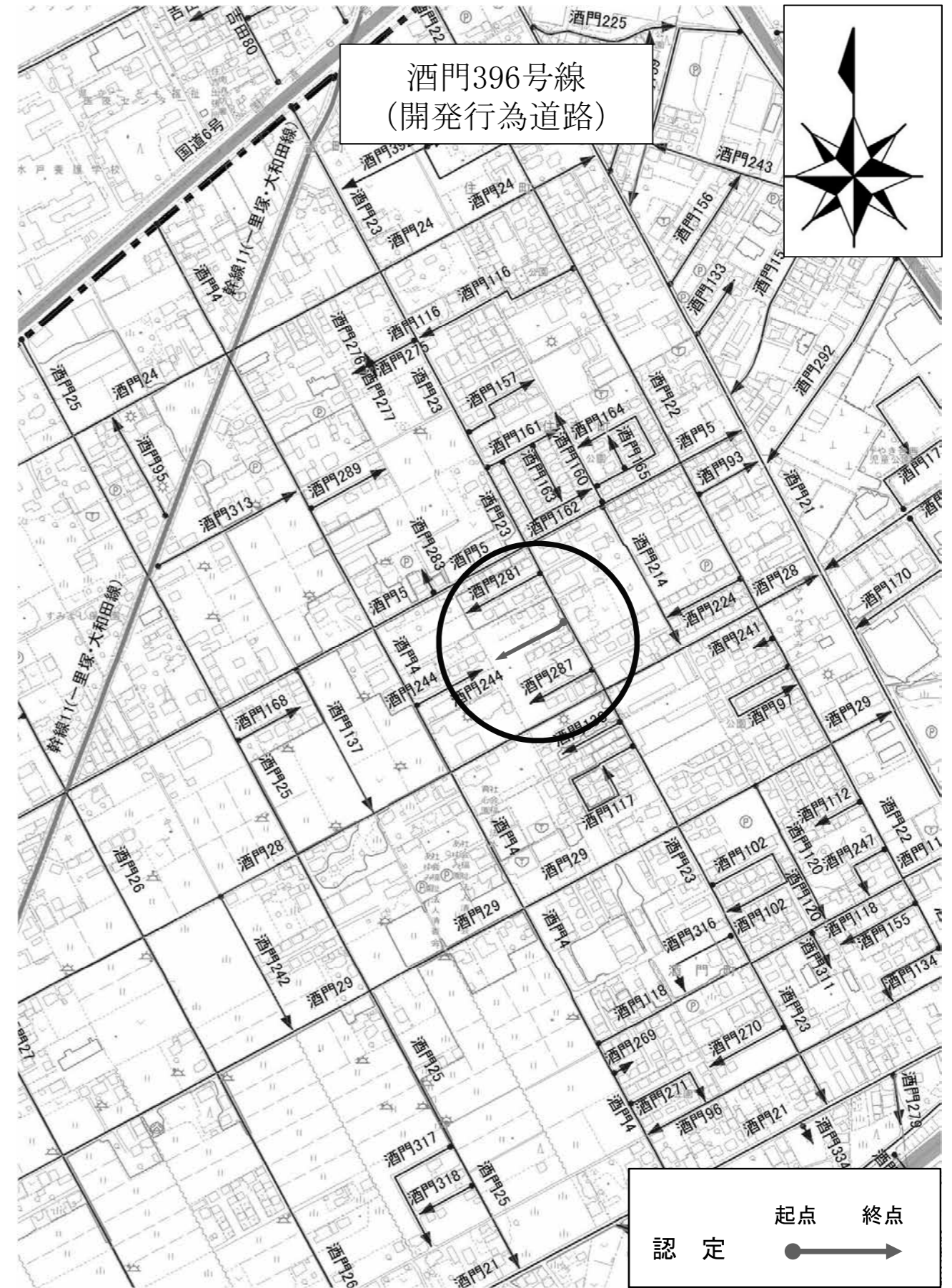
市道路線の認定の位置図



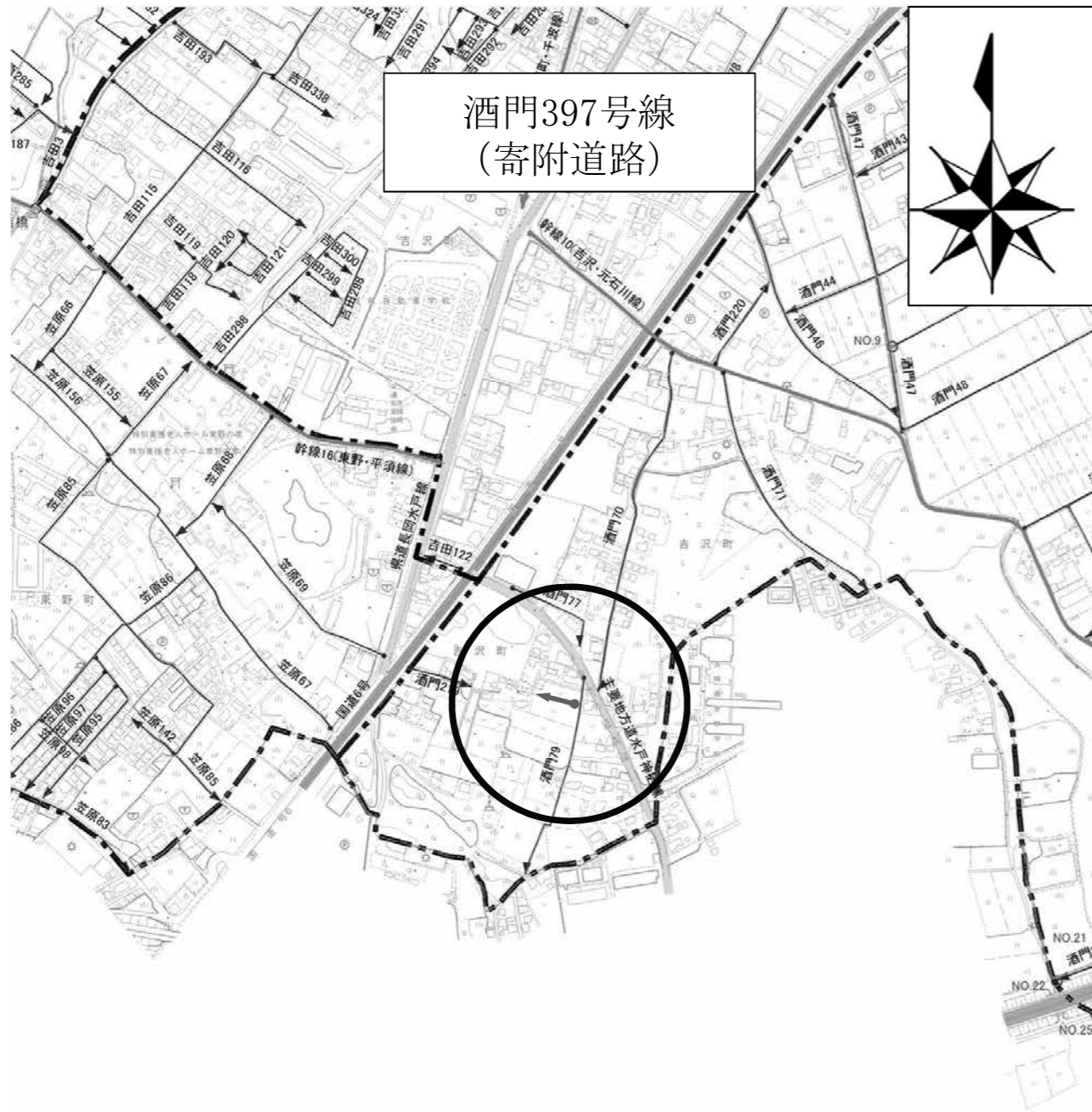
市道路線の認定の位置図



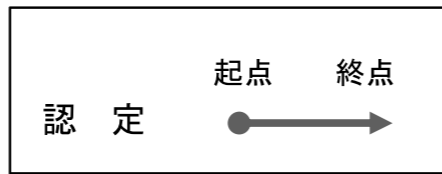
市道路線の認定の位置図



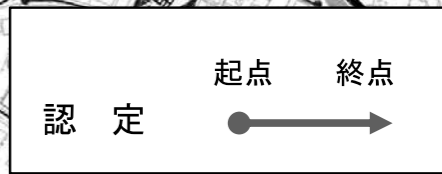
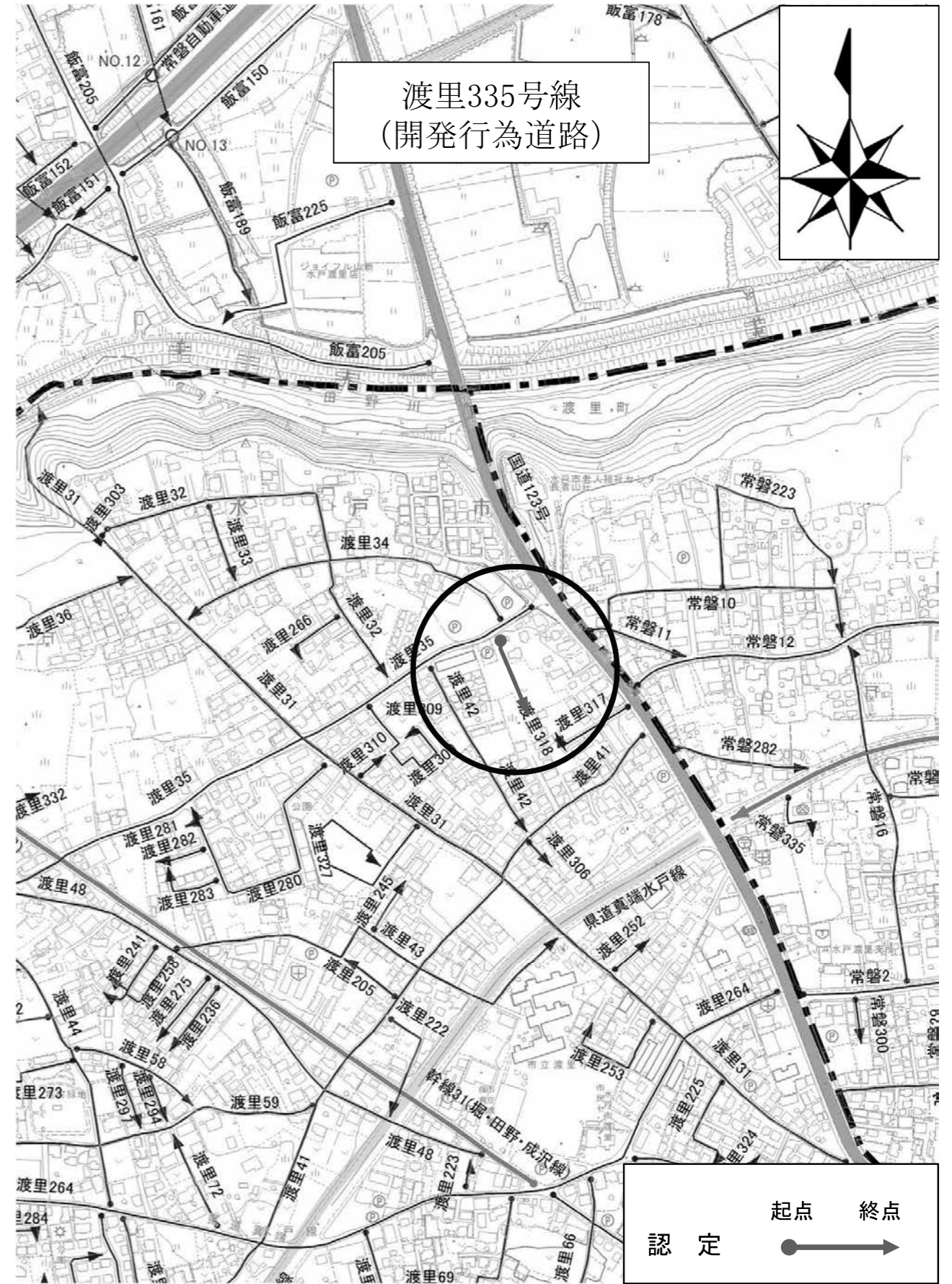
市道路線の認定の位置図



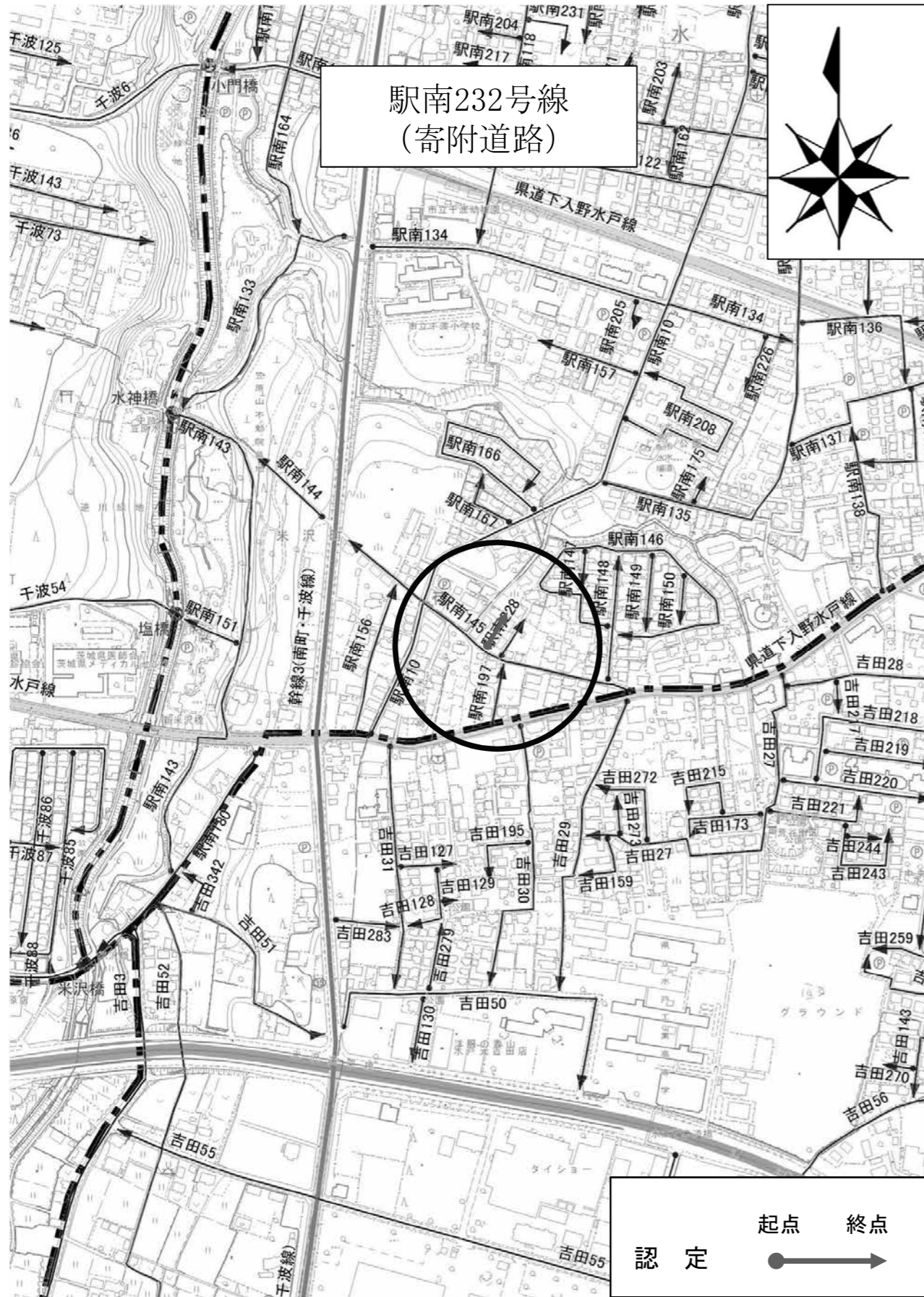
茨城町



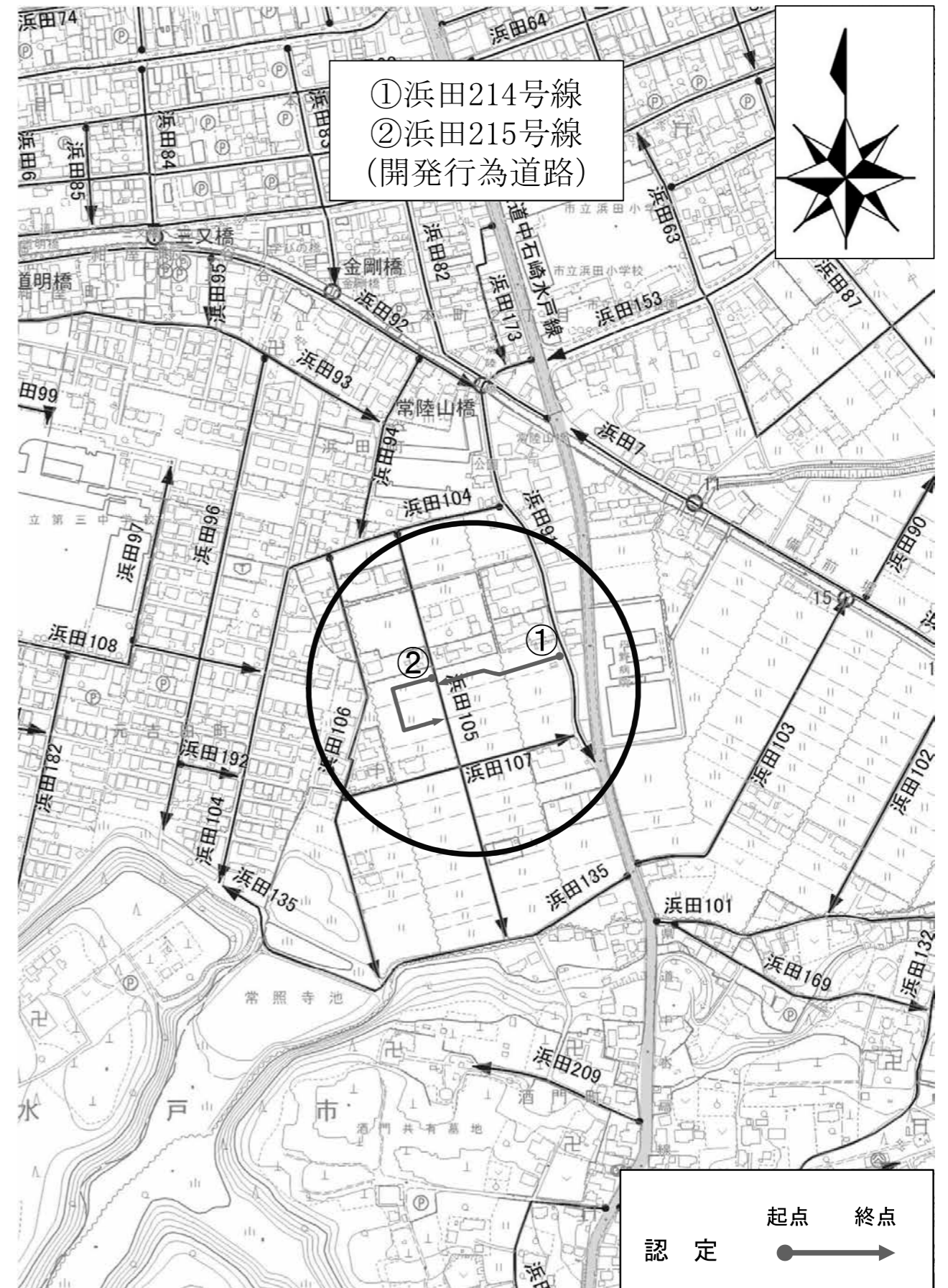
市道路線の認定の位置図



市道路線の認定の位置図



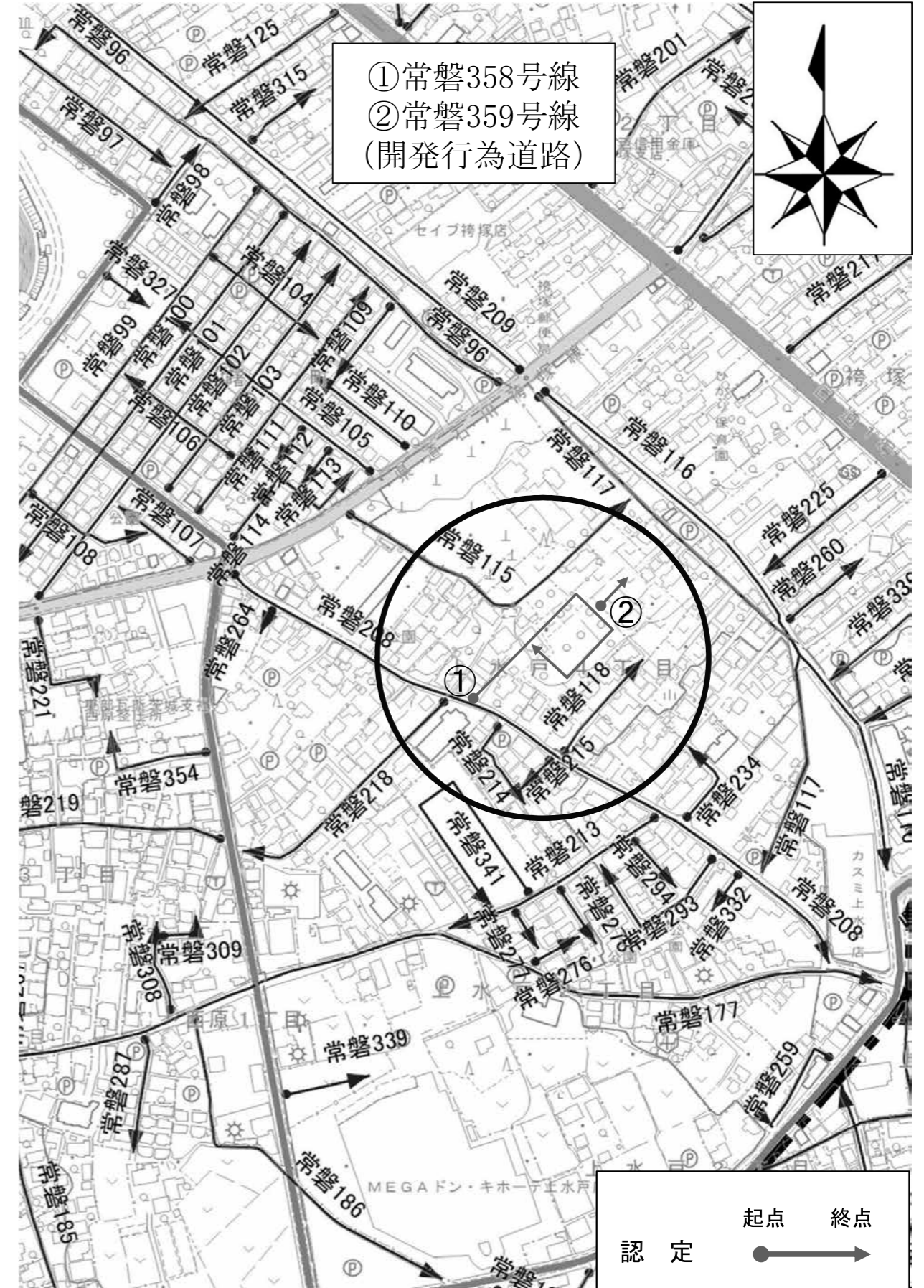
市道路線の認定の位置図



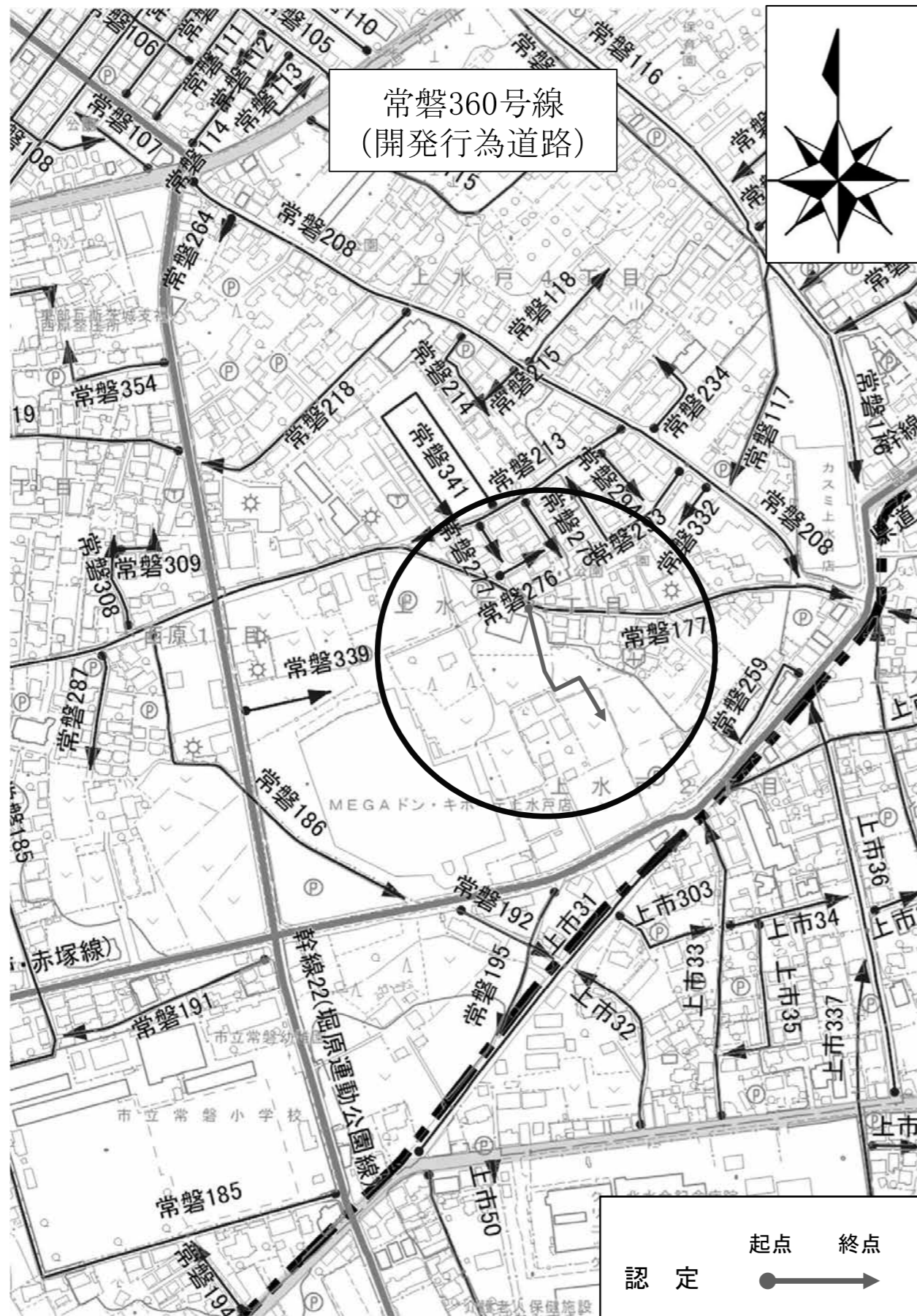
市道路線の認定の位置図



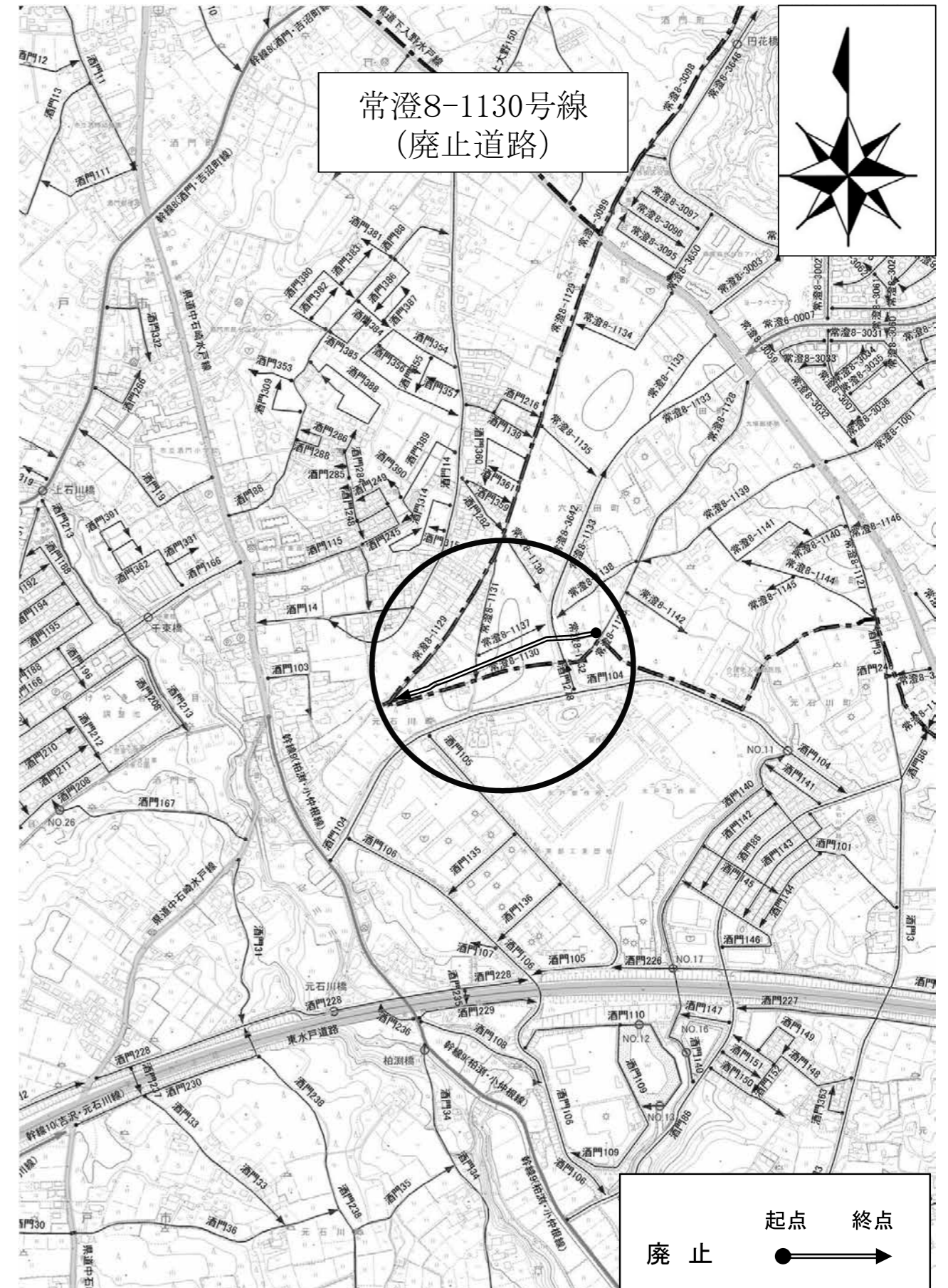
市道路線の認定の位置図



市道路線の認定の位置図



市道路線の認定の位置図



内原駅北側自由通路整備工事請負契約の締結について

内原駅北側自由通路整備工事請負契約を次のように締結するものとする。

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 工 事 名 | 内原駅北側自由通路整備工事 |
| 2 契 約 金 額 | 564,300,000円 |
| 3 契約の相手方 | 株木・関根・藤和特定建設工事共同企業体 |
| 代表者 | 水戸市吉沢町311番地1 株木建設株式会社 代表取締役 株 木 康 吉 |
| 構成員 | 水戸市吉沢町311番地1 株木建設株式会社 代表取締役 株 木 康 吉 |
| 構成員 | 水戸市常磐町2丁目3番17号 株式会社関根工務店 代表取締役 関 根 貴 雄 |
| 構成員 | 水戸市杉崎町296番地の2 藤和建设株式会社 代表取締役 坂 本 和 之 |

令和5年12月4日提出

水戸市長 高 橋 靖

(参考)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格15,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

土地の取得について

吉沢町・住吉町第2調整池用地として、次により取得するものとする。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 土地の表示 | 水戸市吉沢町字入江530番ほか21筆 田, 山林 19,367.67平方メートル |
| 2 取得価格 | 95,288,928円 |
| 3 契約の相手方 | 水戸市吉沢町387番地の4 船 幡 昇 ほか11名 |

令和5年12月4日提出

水戸市長 高 橋 靖

(参考)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、
予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

土地の取得について

水戸市公設地方卸売市場用地として、次により取得するものとする。

記

- 1 土地の表示 水戸市青柳町字立下4508番1ほか26筆
田 47,158.38平方メートル
- 2 取得価格 120,725,432円
- 3 契約の相手方 ひたちなか市大字津田3508番地
川 又 正 子 ほか27名

令和5年12月4日提出

水戸市長 高 橋 靖

令和5年度水戸市一般会計補正予算（第6号）

令和5年度水戸市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,175,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123,740,720千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和5年12月4日提出

水戸市長 高橋 靖

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

| 款 | 項 | 補正前の予算額 | 補正額 | 計 |
|----------|---------|------------------|--------------|------------------|
| 16 国庫支出金 | | 千円 26,790,041 | 千円 21,400 | 千円 26,811,441 |
| | 2 国庫補助金 | 6,272,670 | 21,400 | 6,294,070 |
| 17 県支出金 | | 8,970,589 | 19,950 | 8,990,539 |
| | 2 県補助金 | 2,502,781 | 19,950 | 2,522,731 |
| 21 繰越金 | | 1,262,055 | 2,134,150 | 3,396,205 |
| | 1 繰越金 | 1,262,055 | 2,134,150 | 3,396,205 |
| 歳入合計 | | 121,565,220 | 2,175,500 | 123,740,720 |

第2表 債務負担行為補正

| 事項 | 期間 | 限度額 |
|-------------------------|---------------------|-----------------|
| 市営住宅及び特定市営住宅管理運営に係る債務負担 | 令和6年度から 令和10年度まで | 千円 1,580,800 |

歳出

| 款 | 項 | 補正前の予算額 | 補正額 | 計 |
|-------|-------------|------------------|-----------------|------------------|
| 2 総務費 | | 千円 10,352,907 | 千円 2,140,400 | 千円 12,493,307 |
| | 1 総務管理費 | 8,177,909 | 2,127,000 | 10,304,909 |
| | 3 戸籍住民基本台帳費 | 638,796 | 13,400 | 652,196 |
| 7 商工費 | | 1,259,611 | 8,500 | 1,268,111 |
| | 1 商工費 | 1,259,611 | 8,500 | 1,268,111 |
| 8 土木費 | | 16,685,822 | 26,600 | 16,712,422 |
| | 5 住宅費 | 784,540 | 26,600 | 811,140 |
| 歳出合計 | | 121,565,220 | 2,175,500 | 123,740,720 |

報告第82号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、水戸市立三の丸小学校内で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものである。

令和5年12月4日提出

水戸市長 高橋 靖

和解及び損害賠償の額を定めることについて

水戸市立三の丸小学校内で発生した事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

| | |
|--------|--|
| 事故発生日時 | 平成23年11月4日 午後2時15分頃 |
| 事故発生場所 | 水戸市三の丸1丁目6番51号 水戸市立三の丸小学校グラウンド |
| 和解の相手方 | 本件事故で負傷した当時児童であった者 |
| 事故の概要 | 上記場所において実施していた体育の授業中に、別の児童が使用した野球用のバットの持ち手の先端部分が欠損していたため、当該バットが当該別の児童の手からすり抜けて飛び、相手方の顔に当たった。 この結果、相手方の前歯が破折したものである。 |
| 和解の条件 | 市は、相手方に対し、損害賠償金として3,372,161円を支払うものとする。 |

上記については、市議会の議決に代え、地方自治法第179条第1項の規定により処分するものである。

令和5年11月17日処分

水戸市長 高橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、訴えの提起について、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和5年12月4日提出

水戸市長 高橋 靖

別 紙

和解及び損害賠償の額を定めることについて

交通事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

| | |
|-------------|--|
| 事 故 発 生 日 時 | 令和4年9月8日 午後1時40分頃 |
| 事 故 発 生 場 所 | 水戸市赤塚1丁目2053番地の16 |
| 和 解 の 相 手 方 | [Redacted] |
| 事 故 の 概 要 | 清掃事務所職員[Redacted]は、市有車を運転し、上記場所に進入した際、相手方所有の塀に接触した。 この結果、当該塀が損傷したものである。 |
| 和 解 の 条 件 | 市は、[Redacted]に対し、損害賠償金として71,500円を支払うものとする。 |

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和5年10月19日処分

水戸市長 高 橋 靖

報告第86号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、茨城県立水戸第二高等学校駐車場で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和5年12月4日提出

水戸市長 高 橋 靖

和解及び損害賠償の額を定めることについて

水戸市東赤塚2153番3地先で発生した事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

| | |
|--------|---|
| 事故発生日時 | 令和5年7月29日 午後4時頃 |
| 事故発生場所 | 水戸市東赤塚2153番3地先 |
| 和解の相手方 | <p>XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX</p> <p>XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX</p> |
| 事故の概要 | <p>相手方の車両が上記場所を走行した際、市道の側溝の蓋が跳ね上がり、相手方の車両に接触した。</p> <p>この結果、相手方の車両が損傷したものである。</p> |
| 和解の条件 | <p>市は、XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXに対し、損害賠償金として767,305円を支払うものとする。</p> |

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和5年10月10日処分

水戸市長 高橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市元石川町611番197地先で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和5年12月4日提出

水戸市長 高橋 靖

和解及び損害賠償の額を定めることについて

水戸市城南3丁目3番5地先で発生した事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

| | |
|--------|--|
| 事故発生日時 | 令和5年6月28日 午後9時30分頃 |
| 事故発生場所 | 水戸市城南3丁目3番5地先 |
| 和解の相手方 | ●●●●●●●●●● ●●●●●●●●●● |
| 事故の概要 | 降雨による上記場所のマンホールの内部の水位の上昇に伴い、内部の空気圧が上昇し、マンホールの蓋が外れたため、当該マンホールの蓋の上を走行した相手方の車両が損傷したものである。 |
| 和解の条件 | 市は、●●●●●●●●●●に対し、損害賠償金として9,790円を支払うものとする。 |

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和5年9月19日処分

水戸市長 高橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市開江町478番地で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和5年12月4日提出

水戸市長 高橋 靖

別 紙

和解及び損害賠償の額を定めることについて

水戸市開江町478番地で発生した事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

| | |
|--------|---|
| 事故発生日時 | 令和5年8月31日 午前9時20分頃 |
| 事故発生場所 | 水戸市開江町478番地 |
| 和解の相手方 | ████████████████████ ████████████████████ |
| 事故の概要 | 土木補修事務所職員██████████が、上記場所に隣接する市道の除草作業をしていたところ、除草機に跳ね飛ばされた石が、上記場所を走行していた相手方の車両に当たった。 この結果、相手方の車両が損傷したものである。 |
| 和解の条件 | 市は、██████████に対し、損害賠償金として280,160円を支払うものとする。 |

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和5年10月27日処分

水戸市長 高 橋 靖